

公民給与を均衡させるための調整措置【修正提案】

1 基本内容

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間における公民給与を均衡させるため、次に掲げるア（月例給分）及びイ（特別給分）の合計額を、平成 28 年 6 月期期末手当で調整（減額）する。なお、調整前の期末手当の額が、ア及びイの合計額に満たないときは、当該期末手当は支給しない。

ア 平成 27 年 4 月 1 日において、職員が受けるべき以下の給与に 2.43% を乗じて得た額（円未満端数切捨て）に 12 月（4 月から給与改定実施日の属する月の前月までの月数）を乗じて得た額

- ・給料
- ・住居手当
- ・扶養手当
- ・管理職手当
- ・地域手当

イ 平成 27 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 2.43% を乗じて得た額（円未満端数切捨て）並びに同年 12 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 2.43% を乗じて得た額（円未満端数切捨て）

2 対象者

ア 弘済院に勤務する助産師、看護師及び准看護師

イ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 79 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員で職務に復帰したもののうち 2 のアとの権衡上必要があると認められる職員

3 新たに職員となった者について

平成 27 年 4 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日において受けるべき給与を基礎に調整する額を算定する。

4 平成 27 年 4 月から給与改定実施日の属する月の前月までの月数について

(1)平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日の間において、在職しなかった期間又は下記に掲げる事由により給与を減額された期間(停職又は勤務しないことについて承認なく勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。)がある者については、その期間がある月の月数を 12 月より減じる。

- ・ 自己啓発等休業期間
- ・ 配偶者同行休業期間
- ・ 休職期間
- ・ 専従休職期間
- ・ 派遣期間
- ・ 育児休業期間
- ・ 育児短時間勤務等期間
- ・ 公務災害・通勤災害により勤務に服さない期間
- ・ 無給職免を取得した期間
- ・ 看護欠勤を取得した期間
- ・ 介護休暇を取得した期間
- ・ 育休条例に基づく部分休業を取得した期間
- ・ 病気休暇を取得した期間(当初 3 日間)
- ・ 病気休暇の日数が 90 日を超える期間

(2) 停職又は勤務しないことについて承認なく勤務しなかったことにより給与を減額された期間がある者については、その期間がある月に支払われた給料が、1 のアにおける「平成 27 年 4 月 1 日において、職員が受けるべき以下の給与に 2.43%を乗じて得た額」に満たない月に限り、その月の月数を 12 月より減じる。

5 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月の給与が変更となった場合

(1) 4 月 1 日又は新たに職員となった日(以下これらの日を「基準日」という。)における給与が全額支給されなかった場合の職員の 1 のアの基礎となる給与については、全額支給されたものとみなして 1 のアの額を算定する。

- (2) 基準日の翌日以後に、扶養人員の増減等により1のアの基礎となる給与が変更されても、調整する額の変更は行わない。

- (3) 基準日の翌日以後に、誤支給等により、基準日以前に遡って給与が変更され、基準日の属する月の給与が変更となる場合は、調整する額も連動して変更する。